

志木市パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度を開始します

市では、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、志木市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始します。

この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人とともに、家族として暮らし、自分らしく活躍することを応援する制度です。

1 開始日 令和5年4月1日

2 受付場所 志木市役所政策推進課人権推進室

3 志木市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

- 一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なるまたは性的指向が異性のみではない二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ることができます。また、届け出をされた方へ「届出受領証明書」、「届出受領証明カード」を交付します。
- パートナーシップの届け出をする際、一方または双方と生計を同じくしている子や親を家族として協力し合う関係であることを届け出することもできます(ファミリーシップ)。
- 志木市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、法律上の権利・義務(婚姻や相続、税金の控除など)を生じさせるものではありません。

4 その他

今後、かねてから、導入に向けて連携を図ってきた朝霞市、新座市及び先行して制度を開始している和光市も含め、朝霞地区4市で「自治体間連携に関する協定」の締結に向けた協議を図ってまいります。

記者発表資料

令和5年2月13日

市長公室政策推進課

人権推進室

担当者/室長 山本 勲

電話番号/048-456-6020

志木市